

平成 17 年度農林水産関係税制改正予定事項について

平成 16 年 12 月

農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化・構造改革の促進

- 1 平成 16 年度水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）の新設（所得税・法人税）
- 2 遊休農地等の発生防止と解消を図るため、協議により遊休農地等を特定農業法人に譲渡した場合又は特定農業法人が取得した場合には次の措置を講ずる。
 - （1）農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除制度（800 万円）の適用対象に協議により遊休農地等を特定農業法人に譲渡した場合を追加（所得税・法人税・住民税）
 - （2）農地等の買換え特例制度の適用対象に協議により特定農業法人が遊休農地等を買換えした場合を追加等（法人税）
 - （3）利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）等の適用対象に協議により特定農業法人が遊休農地等を取得した場合等を追加（登録免許税・不動産取得税）
- 3 農用地の利用集積又は経営規模を拡大等に資するため、農業経営基盤強化促進法に基づく特例措置を 2 年延長
 - （1）特定農業法人が農業収入の 9%を 5 年間準備金して積み立てる措置（法人税）
 - （2）認定農業者が農業経営改善計画の実施により取得する農業用機械等の割増償却制度（20%）（所得税・法人税）
- 4 農業者の借入に対する保証機能を確保するため、農業信用基金協会等が保証業務の事業譲渡により抵当権を取得した場合の税率の軽減措置（0.2%→0.1%、3 年目 0.15%）を新設（3 年間）、また、同協会等が債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.1%）を 2 年延長（登録免許税）
- 5 農林漁業金融公庫資金等について、農業協同組合等が小口・多数の農業者等に対し迅速かつ的確に融通できるよう、農林公庫資金等を転貸した場合の抵当権の設定登記の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）を 1 年延長（登録免許税）

- 6 農協系統の再編を促進するため、農業協同組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の土地の所有権等の移転登記の税率の軽減措置（１％→０.２％、２年目０.４％等）を２年延長（登録免許税）
- 7 農地の贈与税納税猶予制度の適用農業者が特例農地等を認定農業者である農業生産法人に使用貸借する等の要件に該当する場合には、納税猶予を継続することにより法人化を促進する措置（３年間）を新設（贈与税・不動産取得税）

第２ 食品の流通・加工、環境対策の推進

- 1 農産加工業者等の経営安定等を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が取得する機械等の特別償却制度（３０％）又は税額控除制度（７％）を２年延長（所得税・法人税）
- 2 食品の安全性向上と品質管理向上を図るため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定事業者が取得する建物等の特別償却制度（５％等）を２年延長（所得税・法人税）
- 3 汚水処理等の適切な対応を図るために食品企業、畜産農家等が公害防止用設備（汚水処理用設備等）を取得した場合の特別償却制度（機械・装置１４％等）を１年又は２年延長（所得税・法人税）

第３ 農山漁村地域の活性化

- 1 山村振興法に基づく第３セクターが保全事業等の用に供する機械等の特別償却制度（機械１３％等）について、第３セクターが農林産物の製造・加工事業等を単独で行う場合を追加するとともに、本制度を２年延長（法人税）
- 2 半島振興対策実施地域における雇用の確保・振興等のために、工業用機械等に係る特別償却制度（機械・装置１０％等）に旅館業を追加するとともに本制度を２年延長（所得税・法人税）

第4 森林・林業施策の推進

- 1 森林整備を着実に推進するため、林業者が森林施業計画に基づいて施業を実施する場合の特例措置を2年延長
 - (1) 山林所得に係る森林計画特別控除制度(20%)(所得税)
 - (2) 植林費の損金算入の特例措置(35%)(法人税)
- 2 森林組合系統の再編を促進するため、森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の土地等の所有権等の移転登記の税率の軽減措置(1%→0.2%、2年目0.4%等)を2年延長(登録免許税)

第5 水産施策の推進

- 1 漁業協同組合等の経営基盤の確立・安定を図るため、所得を留保した場合の特別控除制度(32%)を2年延長(法人税)
- 2 漁業協同組合等が信用事業等の貸倒れ損失に備えるため、貸倒引当金の特例措置(法定繰入率等の16%増)を2年延長(法人税)